○国土交通省告示第八百十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第一号様式備考(3)及び第十二号様式備考(3)の規定に基づき、自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月四日

国土交通大臣　石井　啓一

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示

自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条において」を「以下」に改め、同項第一号中「別表第一」を「別表第一各号に掲げる自動車登録番号標の区分に応じて、それぞれ当該各号」に改め、同項第二号中「別表第二上欄」を「別表第二各号上欄」に、「、別表第一」を「、前号」に、「別表第一又は別表第二下欄」を「前号に定める塗色又は別表第二各号に掲げる自動車登録番号標の区分に応じて、それぞれ当該各号」に改める。

第二条第一項第一号中「別表第一に規定する」を「別表第一各号に掲げる車両番号標の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項第二号中「別表第二上欄」を「別表第二各号上欄」に、「、別表第一」を「、前号」に、「別表第一又は別表第二下欄」を「前号に定める塗色又は別表第二各号に掲げる車両番号標の区分に応じて、それぞれ当該各号」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一　自動車登録番号標及び車両番号標の塗色（第一条第一項第一号、第二条第一項第一号関係）

一　平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会を記念して交付する自動車登録番号標又は車両番号標　次の表に定める塗色

	彩色
一　地色 二　文字色	白色、灰色、青色、濃い青色、青紫色、ピンク色及び赤色 緑色

（その一）



	彩色
一　地色 二　縁色 三　文字色	白色、灰色、青色、濃い青色、青紫色、ピンク色及び赤色 黄緑色 緑色

（その二）



備考

塗色は、自動車の前面及び後面において、自家用自動車に係る自動車登録番号標及び車両番号標（以下「自家用番号標」という。）にあっては図（その一）、事業用自動車に係る自動車登録番号標（以下「事業用番号標」という。）にあっては図（その二）によること。